

中央新幹線事業における連絡体制について

1. 趣旨

中央新幹線工事中に緊急事態が発生した場合、J R 東海と関係自治体とが連携して即時適切に対応する必要があることから、迅速な情報連絡を行うため、具体的な対応を明確化し体制を整備した。

2. 連絡体制について

(1) 重大な事象が発生した場合

- ① 工事現場等で落盤事故・現場火災などの重大事故が発生した場合
- ② 工事現場等で重傷者が発生した場合
- ③ 大規模な自然災害によって工事現場等が大きく被災した場合
- ④ その他、重大な事象が発生した場合
・ 地元住民に対して大きな影響がある場合 など

<連絡方法>

- ・ J R 東海が情報知得後、1 時間以内を目安に J R 東海長野工事事務所長等から、事故が発生した市町村・長野県・飯田市へ直接電話連絡を行う。内容については、事故の概要及び被害者の状況等を速報し、基本的に伝達のみとする。
- ・ 同時に、2 時間以内を目安に J R 東海担当者もしくは鉄道運輸機構担当者から、関係市町村の担当者へ電話連絡を行う。内容については、連絡時点で把握している事故の概要及び被害者の状況等とする。(必要に応じて続報で追加情報を連絡する)

<連絡順序>

- a. 事故が発生した所在地の市町村
- b. 県及び飯田市（南信州広域連合長）
- c. 同種の工事を行っている市町村（工事現場での事故）
運搬ルート上の市町村（運搬時の事故の場合）
- d. その他の沿線市町村及び関係市町村

<備考>

まずは現場における怪我人への対応等を優先し、二次災害に留意しながらの連絡対応となるため、連絡時間は目安とする。

(2) 重大ではないものの J R 東海が連絡を必要と判断する事象が発生した場合

<連絡方法>

- ・ J R 東海担当者もしくは鉄道運輸機構担当者から、関係市町村・長野県の担当者へ速やかに電話連絡を行う。内容については、連絡時点で把握している事故の概要及び被害者の状況等とする。(必要に応じて、続報で追加情報を連絡する)

<連絡順序>

- ・ 重大な事象が発生した場合と同様